

くに相違ない。他方、近代的な生活環境の誤まった使用、たとえば、道路上の災害事故を通じて、不必要なニーズも増える。より以上の問題は、全人口に対する最適な医師数（医療人口密度）や、看護婦、医療補助者、および病院における病床の最適な数である。人口10万人当たり114人の医師数となっているフランスは、WHOが先進国における状況を示した表によれば、低い方である。予防は医療消費や費用を減少する方法と考えられるかも知れないが、しかし、定期的な検診を行なっている人だとか、他の人びとよりも、より健康であるとか、より幸福であるとか、あるいはより長生きするという証明は、なんら存在していない。常に治療より予防はすぐれているが、しかし、予防のもつ経済的価値については、なんらの幻影もないはずである。

結論としていえることは、医療消費の増大が、引続き進行するであろうということである。計画の総括委員会は、医療支出が1970年の家計では10.4%となり、1975年には13%になるであろうと評価している。医療について

の経済的なコストは立証できるが、しかし、誰が健康の経済的価値を立証できるであろうか？ ある人が当人の出生以来消費してきたよりも多くを生産し始めるのは、約45年だけであるということが示されている。早めに中断されて早死した人の生涯は、社会に支払われなかった負債を残し、この点では、生命を救ったり、引きのばす経済的な価値、およびそのコストは、より大きな確信をもって、検討することができる。社会的医療とソーシャル・サービスは大いに生産的であり、また、すべてを含めて述べるならば、それらは化粧

品、チューインガム、キャンディ、タバコもしくはアルコールよりも、はるかにコストが低いかも知れない。かくて、人は文明についてのある選択に直面しており、それは今後健康と生命の価格を決定しなければならない社会的な良心である。

Medical Consumption in France, "La consommation médicale des Français", *Notes et études documentaires*, No. 3, 584, April 1969; No. 122, '69.

年金法の改善

V. Acharkan (ソ 連)



本稿には、年金法の沿革に関連して生じた諸問題が述べられており、併せて、過去の収入に対する年金の関係と、年金のもつ刺戟的

効果にかんする特殊な資料が付け加えられている。

ある幾つかの主要な仕事は国家によって達成されなければならないが、それらは、とくに生活水準の引上げ、被用者とコルホーズ構成員との間における生活水準の較差の漸進的な除去、および社会的危険の除去である。各年金については、それらの改革は以下に示されるような諸問題を含んでいるであろう。すなわち、これらの諸問題は、すべての高齢者と廃疾者をカバーするような年金制度の拡大、経済保障の水準の引上げ、とくに、賃金や所得に現われる一般的な上昇と関連させて、被用者とコルホーズ構成員に対する最低年金の引上げ、現在、被用者とコルホーズ構成員との間に存在するような年金の資格条件と、年金水準にみられる疑義の漸進的な除去である。これらの諸問題を明らかにするために、社会保護のもつレーニン主義基本原則、現行社会保障制度の間に存在する疑義の除去で要求された法令による手段、および各年金の刺戟的役割に対して、考察が行なわれている。

社会保障のレーニン主義基本原則は、1912

年の有名な社会保険制度よりも、より念入りで、しかもより包括的である。それらの基本原則は、最初の社会保障法に明確に述べられているが、それらの法律は恐らくレーニン自身によって生み出されたものと思われ、それらの基本原則は次のような原則をもっていた。すなわち、それらの原則は、適用の全般的な普遍性、生活の手段を喪失して蒙ったすべての生計不能に対する社会保障、社会にとって有益な労働に対する尊敬にもとづく社会保障、社会保障についての国家による提供と財源調達、労働不能者に対する所定の生活水準の国家による保証、統合的な仕組みの方式と基金の統一であった。

被用者とコルホーズ構成員に対する年金制度に現在みうけられる相違を、徐々に取除くのは、次のような助言にもとづいている。すなわち、2つの法律は別々に設けられるべきであるが、しかし、コルホーズ構成員の年金はより一層急速に発達させるべきで、これに対して、被用者に対する国営保険制度は、最終的には、すべての高齢者と廃疾者に年金を

提供するように、次第に拡大されるべきである。その過程において、ある幾つかの基本的な相違点は除かれるであろう。このように除去される相違点は、保護される人びとの範囲、年金の支給に要求される資格条件、給付の水準と金額である。範囲およびある程度資格条件にもみられる相違点は、最近の発達によって除去されており、また、より以上の統合化が、きわめて近い将来に可能とされるべきである。給付の水準と金額にかんする相違点は、克服するのが困難であろう。その理由は、その較差が賃金の較差にもとづいているのであるが、しかし、第一段階では統一的な最低年金を設けることによって、さらに、その次の段階では、年金の支給率を統一化することによって、較差の除去は処理されるべきである。年金支給率の統合化については、選択すべき方法として、3つの解決策が提案されている。これらの解決策の中で、最低年金額を条件として、老齢年金に対する統一的な支給率を設けることが、選択されている。これは年金と過去の収入の間における密接な関係を維持させ、また他の手段による所得増大

の規則を設けさせることになる。ある法律的手段が予じめ知らされるはずで、これらの手段は、次のような内容を含んでいる。つまり、それらはコルホーズの農民達に対する年金の諸条件と支給率が、被用者の水準と同一になるまで、手を加えられる諸条件と支給率の改善、明確な法令による制限の除去、および、別々な法律によりすべての経済活動従事者に対する同一の資格条件と年金額の段階的な規定である。しかし、2つの制度の諸規定が統合されると、コルホーズ構成員と被用者に対して別々な法律を設ける必要性は、より少なるなるであろう。

年金発達に対する将来の計画では、2つのグループの課題が解決されなければならないであろう。第1グループの課題は、絶えず繰り返されているもので、たとえば、最低年金の増額は、最低賃金の引上げからか、労働条件の変化によって生じた年金の諸条件にかんする変化から、労働力のバランスに現われる変化によって生じた年金（同時に雇用からの所得）の支払いにかんする規則の修正からな

どによって生まれる永遠に繰り返される課題である。第2グループの課題は年金にかんする法令を統合する各段階にみられる特殊な課題である。すなわち、これらの課題は、被用者に対する法律と比較しながら、コルホーズ構成員に対する年金の発達について、発達速度を加速する程度によって決定される。

第3番目の基本的な問題は、年金のもつインセンティブにかんするものである。各種の手段は、年金をあるインセンティブとして用いることを意図しており、中でも、ある手段は雇用期間もしくは雇用のカテゴリーを考慮しながら、平均賃金にもとづいて年金額を評価している。これらの手段の中で、詳細に論及された唯一の方法は、雇用期間に年金額を関連させる方式のもつインセンティブの効果である。年金算出のために考慮される雇用年数の制限について、現在のソ連で用いられる法律の規定は、放棄されるべきである。

Improvement of the Pensions Law, "Voprosy Sovershenstvovania Pensionogo Zakonodatel-

stva", *Socialisticheski trud*, No. 11, 1968, pp. 19-28; No. 128, '69.

(以上4編の「ISSA 海外論文要約」は、ISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、*Social Security Abstracts*より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

